

一般社団法人日本ワックス協会
認定ワックス脱毛サロンにおける
管理自主基準 ガイドライン



ワックス脱毛サロンにおける管理自主基準

第1条 目的

本基準は一般社団法人日本ワックス脱毛協会が定める認定ワックス脱毛サロン（以下、ワックス脱毛サロンという）の自主基準であり、ワックス脱毛サロンにおける施設・設備・器具等の衛生管理及び消毒ならびに責任者が適正な環境を維持・管理するための事項を提示するとともに、サロン従事者への啓発活動を通して、顧客・従事者の健康を守るワックス脱毛サービスの普及と、衛生管理の向上及び確保を図ることを目的とする。

第2条 定義

本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

1. 「ワックス脱毛サロン」とは、ワックス類を使用して脱毛を行う施設をいう。
2. 「開設者」とは、ワックス脱毛サロンを運営する事業者をいう。
3. 「認定サロン責任者」とは、開設者が施設ごとに定めた管理基準に準じた管理を行う責任者であり、従業者の健康管理、衛生管理業務の遂行、点検管理を行う者をいう。

第3条 施設及び設備

1. 施設は、隔壁等により区分されていること。
ただし、建物構造上により隔壁によって区分することのできない大型商業施設（以下、商業施設等という）や自宅サロンの場合においては、仕切り等により顧客のプライベートを最優先し区分すること。
2. 施設は、害獣・害虫の侵入を防止できる構造であること。
3. ワックス脱毛サービスを行うスペース（以下、作業場という）は、作業及び衛生保持に支障をきたさない程度の十分な広さを有し、作業と直接関係ない場所と区別されていること。
4. 作業場内は、採光・照明・換気が十分行える構造設備であること。
ガスや灯油などを使用する暖房器具または給湯設備は、密閉型または半密閉型（参考3）のものであること。
5. 従業者の手洗い設備を設ける事。
ただし、建物構造上により施設内に給排水の配管が出来ない商業施設等や自宅サロンの場合においては、簡易の手洗い設備（参考4）を設けるか、建物内の共同部分の手洗い設備を使用すること。
6. 器具等洗い場は、流水装置とすること。
ただし、建物構造上により施設内に給排水の配管が出来ない商業施設等や自

宅サロンの場合においては、簡易の流水設備（参考４）を設けるか、建物内の共同部分の流水設備を使用すること。

7. 作業場には、器具・用具等を消毒する設備を設けること。
ただし、建物構造上により施設内に消毒設備の設置が出来ない商業施設等や自宅サロンの場合においては、建物内の共同施設を使用して対応すること。
8. 皮膚に接する器具類を、消毒済みのものと未消毒（使用済み）のものとの区別
し、それぞれの収納ケースを備えること。
9. 器具類、布片類は、十分な量を備えること。
10. 作業に伴って出る廃棄物等を入れるためのふた付きの専用容器を備えること。
11. トイレには専用の手洗い設備を備えること。なお、商業施設等や自宅サロンの場合においては、建物内の共同トイレを使用すること。
12. 性風俗特殊営業店（ヘルス・ソープ等）や風俗営業店（キャバクラ等）、その他公序良俗に反する可能性のある施設内での開設はしないこと。

第４条 管理

1. 施設・設備及び器具・用具の管理
 - (1) 施設は、常に清潔を保持し、衛生上支障のないようにすること。自宅サロンの場合、玄関から作業場へ至る空間は当該基準にふさわしい管理をすること。
 - (2) 従業員の数に対し、適当な広さの更衣等を行うことのできる休憩室を設けること。ただし、施設内に休憩室の設置が出来ない商業施設等や自宅サロンの場合においては、建物内の更衣室や共同休憩室の利用で対応すること。
 - (3) 作業場内には、不必要な物品等を置かないこと。
 - (4) 施設内には、みだりに犬（身体障害補助犬を除く）、猫等の動物を入れないこと。
 - (5) 器具類、布片類、その他の用具類の保管場所は、常に清潔に保つこと。
 - (6) 作業場内の照明器具は、清掃等により清潔を保持し、常に適正な照度維持に努めること。
 - (7) 施設内の換気装置は、定期的に点検・清掃を行うこと。
 - (8) 手洗い設備には、手洗いに必要な石けん、消毒液等を備え、清潔に保持し、常に使用できる状態にしておくこと。
 - (9) 施設内は常に清潔に保持し、廃棄物等の処理を適切に行い、顧客や近隣に不快感を与える事のないようにすること。
 - (10) 施設内の器具及び電気器具類は、常に点検し、故障・破損等がある場合は速やかに補修し、適正に使用できるように整備しておくこと。
 - (11) 紫外線消毒器は、常に清潔に保持し、 $85\mu\text{w}/\text{cm}$ 平方メートル以上の紫外線照射が得られるように管理すること。紫外線消毒器の設置が出来

ない場合は、煮沸消毒や化学的消毒を用い器具・用具に適した方法で消毒すること。

- (1 2) 洗浄および消毒済みの器具類は、使用済みのものと区別し、収納容器等に保管すること。
- (1 3) 使用する薬品類および材料は、所定の場所に保管し、その取扱いには十分注意すること。
- (1 4) 清掃用品は、専用の場所に保管すること。
- (1 5) トイレは、常に清潔に保持し、定期的に殺虫処理および消毒をすること。

2. 従業員の管理

- (1) 開設者は、安全で安心なワックス脱毛サービスが衛生的に行われるように、認定サロン責任者と共に、常に従業員の衛生教育に努めること。
- (2) 開設者は、従業員に定期的に健康診断を受診させ、健康状態を管理すること。
- (3) 認定サロン責任者は、常に従業員の健康管理に注意し、伝染性の疾患にかかったときは、当該従業員の業務をただちに禁止し、当該疾患が治癒するまで業務に従事させないこと。また、結核等の伝染性の強い疾患の場合は、行政当局の指導を仰ぐこと。

第5条 自主的管理体制

1. 開設者は、施設ごとに認定サロン責任者を定めること。
2. 開設者は、施設ごとにワックス脱毛を対象とする施設所有（管理）者賠償責任保険に加入すること。
3. 認定サロン責任者は、衛生管理チェック項目表を用いて、従業員に内容を周知徹底すること。
4. 認定サロン責任者は、開設者の指示に従い責任を持って衛生管理に努めること。
5. 従業員は、施術に使用する材料の用途および成分を把握し、適正に取り扱うこと。
6. 従業員は、ワックス脱毛サービスを行うにあたり、事前に顧客の皮膚の状態とトラブル、感染性疾患および皮膚疾患等の治療中か、アレルギー体質か、敏感肌か、その他ワックス脱毛サービスを受け障害が無いことを確認すること。
7. 従業員は、ワックス脱毛サービスを受ける顧客に対して、施術直後の注意事項やホームケアの必要性を口頭・書面で正確に伝えること。
8. 従業員は、顧客がワックス脱毛サービス中に体調を崩したり、施術部位に異常を生じた場合、ただちに施術を中止し、場合によっては医師に診断を

受ける等の適切な処置をすること。

第6条 認定サロン責任者の責務

認定サロン責任者は、施設・設備・器具等に関する衛生管理について、開設者に助言するとともに、従業員の健康管理に留意し、更には、従業員が本基準を遵守できるように指導する役割を担う。

1. 認定サロン責任者が衛生管理業務に関する事項

- (1) 従業員が感染性疾患にかかっていないかどうか等、健康状態を確認すること。
- (2) 施設・設備・器具等の衛生全般において、定期的に点検すること。
- (3) 作業場内の採光・照明および換気を十分にすること。
- (4) 作業場内は、適温・適湿に保持すること。
- (5) 作業場内および器具・用具を消毒するスペース等には、関係者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- (6) 外傷に関する救急処置に必要な薬品および衛生器具（救急箱）を常備すること。
- (7) 顧客に感染性疾患もしくはその疑いのある場合、または施術部位に皮膚疾患もしくはその疑いのある場合等は、医師の診断をすすめ、施術をお断りすること。

2. 従業員に関する事項

- (1) 常に清潔な外衣を着用し、衛生に留意すること。顔面施術時には清潔なマスクを着用すること。
- (2) 常に身体を清潔に保ち、身だしなみに配慮すること。
- (3) 所定の場所以外で着替え、喫煙および食事をしないこと。
- (4) 顧客ごとの施術前に施術箇所の消毒を行うこと。
施術後に、施術箇所の衛生管理（施術直後の注意事項、洗浄方法等）を講じること。
- (5) 皮膚に接する器具類は、顧客ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- (6) 消毒液は常に使用しやすい適正な場所に置くこと。また、希釈液等を使用する場合は毎日薬液の調整をすること。使用期限を守り、適切な管理をすること。
- (7) 皮膚に接する器具類は、使用后速やかに洗浄し、適切な消毒をすること。
- (8) 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、顧客ごとに取り替えること。

- (9) 使用後の布片類は、洗剤等を使用し、水または湯で洗浄すること。また、血液などが付着した可能性があるものは、次亜鉛酸ナトリウム（ハイター等）等を用いた方法で消毒したのち、洗浄すること。
- (10) 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、顧客ごとに取り替えまたは洗浄し、常に清潔に保つこと。
- (11) 施術に使用する材料の用途および成分を把握し適正に取り扱うこと。
- (12) 施術に使用するワックス類は、化粧品登録されている商品を使用すること。
- (13) 作業に伴って生ずる廃棄物等は、その都度、ふた付きの専用容器に入れ、適正に処理すること。

第7条 消毒

1. 消毒方法と消毒用器具、消毒薬の概要

(1) 物理的方法

a. 紫外線照射による消毒

紫外線消毒器内の紫外線灯により $85 \mu\text{w/cm}$ 平方メートル以上の紫外線を連続して 20 分以上照射すること。

(注) ①器具の汚れを十分に除去した後、直接紫外線が照射されるように置くこと。

②構造が複雑で、直接紫外線の照射を受けにくい形状の器具類の消毒には適さない。

③定期的に紫外線灯および反射板を清掃すること。

④紫外線灯は、2000～3000 時間の照射で出力が低下する為、取り替えを必要とする。

b. 煮沸消毒器による消毒

消毒する器具が投入された状態で沸騰してから 2 分間以上煮沸すること。

(注) ①合成樹脂の一部には、加熱により変形・変色するものがあるため耐熱の器具を使用することが望ましい。

煮沸消毒に適しているのは、陶磁器・金属等の器具類・繊維製品等。

②消毒する器具の構造が全て浸る水量を常に維持すること。

c. 蒸し器等による蒸気消毒

器内温度 80°C を超えてから 10 分間以上湿熱に触れさせること。

(温度計により器内の温度を確認すること。)

(注) ①合成樹脂の一部には、加熱により変形・変色するものがあるため耐熱の器具を使用することが望ましい。なお、

オートクレーブなど高圧・高温になる蒸し器は適さない場合がある。

蒸気消毒に適しているのは、ガラス・陶磁器・金属等の器具類・繊維製品等。

②タオル等布片類を器内に積み重ねて消毒する場合、最上部のタオル等が湿熱に触れない事がある事に留意すること。

③器内底の水量を適量に維持すること。

(2) 化学的方法

a. エタノールによる消毒

76.9～81.4vol%エタノール水溶液（消毒用エタノール）中に10分間浸すか、またはエタノール水溶液を含ませた綿もしくはガーゼで器具表面を拭くこと。

(注) ①消毒用エタノールは希釈せずに使用すること。無水エタノールまたはエタノールを使用する場合は、消毒用エタノールと同等の濃度に希釈して使用すること。

②消毒液は、常に新しいものを用意すること。

b. 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

0.01～0.1%次亜塩素酸ナトリウム水溶液中に10分間以上浸すこと。

(注) ①金属器具および動物性繊維製品（シルク等）は腐食するので、適さない。使用する場合は、必要以上長時間浸さないなど取扱いに注意すること。

②消毒液は、常に新しいものを用意すること。

③消毒液を取り扱う際には、ゴム手袋を着用するなど、直接皮膚に触れないようにすること。

c. 逆性石けん液による消毒

0.1～0.2%逆性石けん水溶液（塩化ベンザルコニウムまたは塩化ベンゼトニウム）中に10分間以上浸すこと。

(注) ①石けん、洗剤を用いて洗浄したものを消毒するときは、十分水洗いしてから使用すること。

②消毒液は常に新しいものを用意すること。

d. グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒

0.05%グルコン酸クロルヘキシジン水溶液中に10分間以上浸すこと。

(注) 消毒液は、常に新しいものを用意すること。

e. 両性界面活性剤による消毒

1%両性界面活性剤（塩酸アルキルポリアミノエチルグリシンとして0.1%、または0.15%）水溶液中に10分間以上浸すこと。

（注）消毒液は、常に新しいものを用意すること。

f. その他の消毒剤による消毒

イソプロパノール混合消毒液等の医薬部外品など、殺菌効果・効能が認められた成分が配合されている製品を用いる場合は、それぞれの適切な方法に合わせて使用すること。

（注）①一般的に流通されにくい成分であるため、使用する場合は使用方法や効果範囲を確認し、適切な濃度・方法を把握し適切に取り扱うこと。

②消毒液は、常に新しいものを用意すること。

（3）消毒に必要な器材

a. 液量計 計量カップ・ビーカー等 ml 単位で計量できるもの

b. 消毒容器 消毒用バット（ふた付きのものが望ましい）、その他消毒に必要な容器

2. ワックス用器具の消毒

皮膚に接する器具類は、前記 第7条 消毒の1.（1）物理的方法または（2）化学的方法により、器具類の種類に応じて、次の事項に留意して消毒すること。

（1）器具類は、消毒する前によく洗浄すること。

（2）スパチュラは、新品の木製のものを使用し、皮膚に対し1度ワックス塗布を行う度に使い捨て、新たにワックスをとらないこと。毎回新しいスパチュラに交換して施術を行うこと。

また、皮膚に接触したワックスは使い捨て、再度使用しないこと。

（3）ツイーザーなどの金属類は、いずれの消毒方法を選択してもよいが、次亜塩素酸ナトリウムを用いた消毒方法は金属を腐食させる作用があるので注意すること。なお、消毒する前に家庭用洗剤を付けたスポンジ等を用いて、器具の表面をこすり、十分な流水で洗浄すること。

（4）ベッドは、清潔なタオル布片類・不織布等でおおい、お客様ごとに交換を行うこと。

- (5) その他の皮膚に接する器具類及び間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じて、物理的方法・化学的方法のいずれかにより適切に消毒すること。なお、消毒する前に家庭用洗剤を付けたスポンジ等を用いて、器具の表面をこすり、十分な流水で洗浄すること。
- (6) 感染性疾患等を防止する為、直接皮膚に接する器具類の消毒は、以下に示すレベル以上の消毒方法を行うこと。消毒法は医薬品、医薬部外品、またはそれに準ずるものを使用すること。
 - a. 煮沸消毒器による消毒
前記 第7条 消毒の1.(1) b 煮沸消毒器による消毒に準ずる。
 - b. エタノールによる消毒
前記 第7条 消毒の1.(2) a エタノールによる消毒に準ずる。
 - c. 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒
前記 第7条 消毒の1.(2) b 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒に準ずる。
- (7) 消毒後は、流水でよく洗浄し、清潔なタオル布片や使い捨てペーパータオル等でよく拭くこと。
- (8) 感染症もしくはその疑いのある者または皮膚疾患のある者を扱った場合は、施術終了後、象具の消毒を厳重に行うこと。

3. タオル布片類の消毒

- (1) 加熱による場合は、使用したタオルおよび布片類を洗剤で洗浄した後、蒸し器等の蒸気消毒器に入れ、器内温度が80℃を超えてから、10分以上保持させること。
- (2) 消毒液による場合は、使用したタオルおよび布片類を次亜塩素酸ナトリウム水溶液に浸し、消毒すること。消毒終了後は、洗濯し、必要に応じて乾燥して保管すること。
- (3) 血液が付着したタオルおよび布片類は、感染症を防止する際の器具類と同等の洗浄および消毒を行うこと。

4. 手指の消毒

- (1) 石けん、ブラシ等を使って消毒前によく洗浄し、清潔なタオルや使い捨てペーパータオル等で拭き取ること。

- (2) 施術前の手指の消毒は、消毒用エタノール等の速乾性の消毒液を用いて擦式手指消毒を行うこと。
- (3) 施術中は感染症を防ぐため、プラスチック手袋等を装着し、その上からさらに速乾性の消毒液を用いて擦式手指消毒を行うこと。また、顧客ごとに手袋を取り替え、使用済みのプラスチック手袋等は使い捨てること。
- (4) 感染症もしくはその疑いのある者または皮膚疾患のある者を扱ったときは、施術終了後、手指の消毒を厳重に行うこと。

5. 顧客の消毒

- (1) 感染症を防止する為、施術部位の消毒を施術前・施術後に行うこと。消毒効果が得られるローション類や、逆性石けん水溶液等、皮膚刺激が少ないものを綿またはガーゼに含ませ、擦式消毒を行うこと。
- (2) 顧客に感染症もしくはその疑いのある場合、または施術部位に皮膚疾患もしくはその疑いがある場合等は、医師の診断をすすめ、施術を中断すること。
- (3) 施術直後の運動等、開いた毛穴への負担がかかる行為を避けるよう、顧客へあらかじめ口頭・書面を用いて正確に伝えること。

6. その他の消毒

- (1) その他間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じて、上記に挙げた消毒方法のいずれかの方法により消毒すること。
- (2) 施設内の廃棄物入れ等の設備については、定期的に消毒するなど衛生的に保持すること。

付則（抄）

本基準は2016年1月16日に制定された。

◆参考1 ワックス器具・用具類の消毒方法の具体例

○科学的方法

		使用する 薬剤	エタノール	次亜塩素酸 ナトリウム	逆性石けん	グルコン酸 クロルヘキ シジン	両面界面 活性剤
分類	品名	主な販売 名・濃度	消毒用エタ ノール(76.9 ~81.4%)	ハイター・ ピューラッ ク等 (0.01~ 0.1%)	マキロン・ オスバン等 (0.1~ 0.2%)	ヒビテン等 (0.05%)	エルエイジ ー等(0.1~ 0.2%)
金属器具類	ツイーザー 毛抜き トレイ等	消毒前に洗 浄し、消毒 後に水洗・ 乾燥	◎ 清拭また は10分浸 漬	× (腐食の 恐れあり)	○ 10分浸漬	○ 10分浸漬	○ 10分浸漬
樹脂製品	トレイ等		◎ 清拭また は10分浸 漬	○ 10分浸漬	○ 10分浸漬	○ 10分浸漬	○ 10分浸漬
布片類	タオル等	消毒後に 洗濯・乾燥	△ 10分浸漬 (コスト 高)	◎ 10分浸漬 後洗濯	△ 10分浸漬 (コスト 高)	△ 10分浸漬 (コスト 高)	△ 10分浸漬 (コスト 高)

消毒用エタノール・マキロン等は使用できる濃度に調整してあるので、希釈しないこと。

その他薬剤も原液の濃度を確認し、適正な濃度に希釈して使用すること。

表にない消毒剤を使用する場合は、適正な使用方法・効果範囲を確認し、使用すること。

金属器機類は、錆が出ないように消毒後の乾燥を厳重に行うこと。

○物理的方法

分類	品名	方法	紫外線照射 消毒	煮沸消毒	蒸し器等に よる消毒
金属器具類	ツイーザー 毛抜き トレイ等	消毒前に洗 浄し、消毒 後に乾燥	◎ 85 μ w/cm ² 以 上の紫外 線を20分 間以上照 射	○ 沸騰してか ら2分以上 煮沸	○ 器内温度が 80℃以上で 10分間湿熱 をあてる
樹脂製品	トレイ等		◎ 85 μ w/cm ² 以 上の紫外 線を20分 間以上照 射	△ 沸騰してか ら2分以上 煮沸（変質 注意）	△ 器内温度が 80℃以上で 10分間湿熱 をあてる （変質注 意）
布片類	タオル等	消毒後に 洗濯・乾燥	× 全面を照射 することが 困難	◎ 沸騰して から2分以 上煮沸	○ 器内温度が 80℃以上で 10分間湿熱 をあてる

金属器機類は、錆が出ないように消毒後の乾燥を厳重に行うこと。

※スパチュラは新品の状態で一度使用したら、

付着したワックスごと使い捨てること。繰り返し使用しないこと。

※不織布シート等使い捨てのものは新品の状態で一度使用したら、

顧客ごとに使い捨てること。繰り返し使用しないこと。

◆参考2 施術者・顧客の消毒方法の具体例

○施術者の消毒

- (1) 石けん、ブラシで手指を洗浄し、清潔なタオルで拭き取る。
- (2) 速乾性の消毒液（消毒用エタノール等）をスプレー等で刷り込む（擦式消毒）
- (3) プラスチック手袋等を装着し、更に速乾性の消毒液を用いて擦式消毒を行う。
- (4) 顧客ごとに手袋を取り替え、使用済みの手袋は使い捨てる。

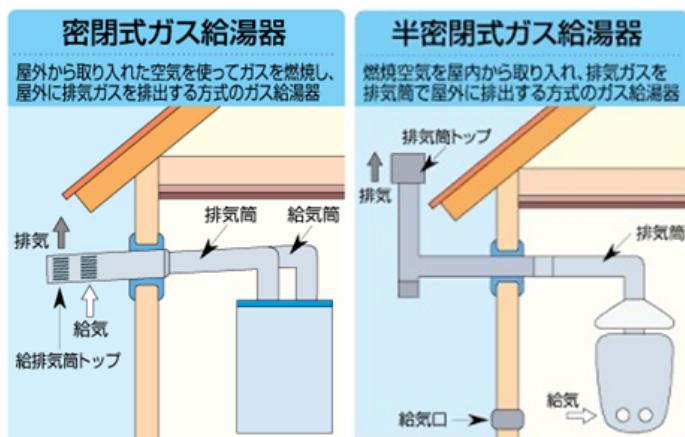
○顧客の消毒

- (1) 施術部位の消毒を施術前・施術後に行うこと。

※消毒効果が得られるローション類（トリクロサン・ティーツリーエキス配合等）や、逆性石けん水溶液（マキロン等）皮膚刺激が少ないものを使用すること。
コットンやガーゼに含ませ、優しく擦式消毒を行う。

- (2) 施術後の毛根の負担を避けるよう、口頭・書面で正確に伝えること。

◆参考3 密閉型・半密閉型の給湯器の具体例



◆参考4 簡易の手洗い設備の具体例

